

令和2年6月11日

令和2年度 負担金の額及び徴収方法

一般財団法人近畿貸切バス適正化センター

1. 負担金の額

- ① 1営業所あたり1カ年・・・・・・・・・・・・・・・・・・41,710円
- ② 1両あたり1カ年・・・・・・・・・・・・・・・・・・4,050円

2. 負担金の徴収方法

(1) 負担金の請求

令和2年2月1日現在の貸切バス登録車両数（営業所数）をもって、1カ年分の負担金の額を算出し、期首において請求致します。

(2) 負担金の納付

上記（1）により算出した1カ年分の負担金を一括納付していただきます。

なお、分割納付を希望する場合は、1カ年分の負担金を半年ごとに分割して納付することができます。又、一括納付の猶予を希望される事業者は、別紙（ご案内）により取り扱うこととします。

(3) 負担金の精算

年度途中において事業計画の変更等が生じた場合の負担金の精算の要否については下表のとおりとなります。

事業廃止、許可取消	精算します
事業の休止、再開	精算します
事業の譲渡及び譲受	欄外記載（※1）
事業の分割、合併及び相続	欄外記載（※2）
事業計画の変更 ・区域の拡大に伴い、新たに適正化機関の管轄区域内に営業所を有することとなった場合 ・適正化機関の管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該区域内に営業所を有しないこととなった場合	精算します
事業計画の変更（上記以外）	精算しません

※1 年度途中に事業の譲渡及び譲受に係る認可を受けた事業者にあつては、譲渡人が負担金を一括納付していた場合には精算しないものとし、譲渡人が負担金を一括納付していない場合にあつては、譲受人に対し未納分に係る負担金を請求します。

※2 年度途中に事業の分割、合併、相続の認可を受けた事業者にあつては、認可に伴い許可に基づく権利義務を承継することから精算をしません。

(4) 納付請求日及び納付期限

今年度は、新型コロナウイルス関係で、納付請求日を令和2年6月11日、一括納付期限を令和2年7月10日とします。

(5) 延滞金について

それぞれの納付期限（一括・分割・猶予）までに負担金の納付がない場合には、道路運送法（以下「法」という。）第43条の15第5項及び法施行規則第34条の10第2項の規定により、それぞれの納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収します。

令和2年度 負担金の額の算出基礎

1 負担金の額

(1) 令和2年度負担金の単価

令和2年度事業経費	区 分	按分比	経 費	単 価
66,011,000円	営業所数（均等割）	5割	27,069,790円	41,710円
	車両数（車両数割）	5割	27,499,500円	4,050円

※指定地域内の営業所数 649、車両数 6,790 両（令和 2.2.1 現在）

負担金の単価については、平成 31 年度（2019 年度）一般正味財産（期末残高）を考慮し平成 31 年度（2019 年度）と同一の単価（1 営業所 41,710 円、1 車両 4,050 円）とします。

なお、令和 2 年度事業経費と上記の負担金収入に雑収入を合計した金額との差額については、平成 31 年度（2019 年度）一般正味財産（期末財産）をもって充当します。

(2) 事業者ごとの負担金の額

事業者ごとの負担金の額は、上記(1)により算出した負担金の単価に本年 2 月 1 日現在における当該事業者の営業所数及び車両数を乗じ合計して算出しています。

2 負担金の算出方法

(1) 国土交通省自動車局旅客課長通達（平成 31 年 2 月 28 日国自旅第 426 号）の「1. 負担金の額」「(1) 負担金の単価」の「ウのア及びイを併用した数」を採用しました。

(2) 営業所数（均等割）と車両数（車両別）の按分については、平成 31 年度（2019 年度）と同様に、それぞれの事業者の規模別相違と公平な負担を考慮し、また事業者が受け入れ易いと考えられる 5 : 5 としました。